

平成15年 1月28日支援費制度担当課長会議資料正誤表 (IV 支援費基準について)

頁	誤	正
133	<p>1 身体障害者療護施設支援費(1月につき) 注3 区分Aに該当する者又は旧措置入所者であって、重複障害者である入所者に対して、入所による指定施設支援を行った場合は、重度重複障害者加算として、1月につき31,900円を所定額に加算する。</p>	<p>1 身体障害者療護施設支援費(1月につき) 注3 区分Aに該当する者であって、重複障害者である入所者に対して、入所による指定施設支援を行った場合は、重度重複障害者加算として、1月につき31,900円を所定額に加算する。</p>
135	<p>1 身体障害者授産施設支援費(1月につき) ロ 指定特定身体障害者通所授産施設の場合 (i) (2)以外の場合 (-) 通所による入所者の定員(分場の入所定員を除く。以下同じ。)が20人の場合</p>	<p>1 身体障害者授産施設支援費(1月につき) ロ 指定特定身体障害者通所授産施設の場合 (i) (2)以外の場合 (-) 通所による入所者の定員(分場に係る入所者の定員を除く。以下同じ。)が20人の場合</p>
137	<p>別表 知的障害者施設訓練等支援費額算定表 通則 1 指定施設支援に要する費用の額は、第1の1(注2及び注3を除く。)、第2の1(注2を除く。)、第3の1又は第4の1(注2を除く。)により算定する額に別に厚生労働大臣が定める割合を乗じて得た額に、第1の1(注2及び注3に限る。)、2、3及び4、第2の1(注2に限る。)、2、3及び4、第3の2及び3又は第4の1(注2に限る。)、2及び3により算定する額を加えた額とする。ただし、月の途中で入所又は退所した入所者に係る当該月の分の指定施設支援に要する費用の額は、次の算式により算定するものとする。</p> <p>算式 (第1の1(注2及び注3を除く。)、第2の1(注2を除く。)、第3の1又は第4の1(注2を除く。)により算定する額×別に厚生労働大臣が定める割合+第1の1(注2及び注3に限る。)、第2の1(注2に限る。))又は第4の1(注2に限る。)により算定する額)×(略)+第1の2、3及び4、第2の2、3及び4、第3の2及び3又は第4の2及び3により算定する額</p>	<p>別表 知的障害者施設訓練等支援費額算定表 通則 1 指定施設支援に要する費用の額は、第1の1(注2及び注3を除く。)、第2の1(注2を除く。)、第3の1又は第4の1(注2及び注3を除く。)により算定する額に別に厚生労働大臣が定める割合を乗じて得た額に、第1の1(注2及び注3に限る。)、2、3及び4、第2の1(注2に限る。)、2、3及び4、第3の2及び3又は第4の1(注2及び注3に限る。)、2、3及び4により算定する額を加えた額とする。ただし、月の途中で入所又は退所した入所者に係る当該月の分の指定施設支援に要する費用の額は、次の算式により算定するものとする。</p> <p>算式 (第1の1(注2及び注3を除く。)、第2の1(注2を除く。)、第3の1又は第4の1(注2及び注3を除く。)により算定する額×別に厚生労働大臣が定める割合+第1の1(注2及び注3に限る。)、第2の1(注2に限る。))又は第4の1(注2及び注3に限る。)により算定する額)×(略)+第1の2、3及び4、第2の2、3及び4、第3の2及び3又は第4の2、3及び4により算定する額</p>
138	<p>1 知的障害者更生施設支援費(1月につき) イ 指定知的障害者入所更生施設の場合 (i) 入所による指定施設支援を行う場合 (-) (略) a 施設が本体施設でない場合</p>	<p>1 知的障害者更生施設支援費(1月につき) イ 指定知的障害者入所更生施設の場合 (i) 入所による指定施設支援を行う場合 (-) (略) a 当該施設が本体施設でない場合</p>
139	<p>1 知的障害者更生施設支援費(1月につき) ロ 指定知的障害者通所更生施設の場合 (i) (2)以外の場合 (-) 通所による入所者の定員(分場の入所定員を除く。以下同じ。)が20人の場合</p>	<p>1 知的障害者更生施設支援費(1月につき) ロ 指定知的障害者通所更生施設の場合 (i) (2)以外の場合 (-) 通所による入所者の定員(分場に係る入所者の定員を除く。以下同じ。)が20人の場合</p>

頁	誤	正
140	<p>1 知的障害者更生施設支援費（1月につき） 注3 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する強度の行動障害を有する者に対し、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核市にあっては、市長。以下同じ。）に届け出た指定知的障害者入所更生施設において、指定施設支援を行った場合は、当該入所者の知的障害程度区分に応じ、1月につき次に掲げる額を所定額に加算する。</p>	<p>1 知的障害者更生施設支援費（1月につき） 注3 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する強度の行動障害を有する者に対し、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核市にあっては、市長。以下同じ。）に届け出た指定知的障害者入所更生施設において、指定施設支援を行った場合は、<u>強度行動障害者特別支援加算</u>として、当該入所者の知的障害程度区分に応じ、1月につき次に掲げる額を所定額に加算する。</p>
141	<p>4 自活訓練加算（1月につき） 注3 同一の入所者について、同一の施設支給決定期間（法第15条の12第3項第1号に規定する期間をいう。<u>第2の4の注3において同じ。</u>）中1回（さらに継続して自活訓練を行う必要があると認められる入所者にあっては、2回）を限度として加算する。</p>	<p>4 自活訓練加算（1月につき） 注3 同一の入所者について、同一の施設支給決定期間（法第15条の12第3項第1号に規定する期間をいう。<u>以下同じ。</u>）中1回（さらに継続して自活訓練を行う必要があると認められる入所者にあっては、2回）を限度として加算する。</p>
142	<p>1 知的障害者授産施設支援費（1月につき） ロ 指定特定知的障害者通所授産施設の場合 (i) (2)以外の場合 (-) <u>通所による入所者（分場の入所定員を除く。以下同じ。）の定員が20人の場合</u> 注1 指定特定知的障害者入所授産施設（指定施設支援基準第2条第2号イに規定する指定特定知的障害者入所授産施設をいう。）又は（以下略）</p>	<p>1 知的障害者授産施設支援費（1月につき） ロ 指定特定知的障害者通所授産施設の場合 (i) (2)以外の場合 (-) <u>通所による入所者の定員が20人の場合</u> 注1 指定特定知的障害者入所授産施設（指定施設支援基準第2条第2号イに規定する指定特定知的障害者入所授産施設をいう。<u>以下同じ。</u>）又は（以下略）</p>
144	<p>2 入所時特別支援加算 22,500円 注 新たに入所者を受け入れた場合、入所時特別支援加算として、入所した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属所定額を加算する。</p>	<p>2 入所時特別支援加算 22,500円 注 新たに入所者を受け入れた場合、入所時特別支援加算として、入所した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する<u>月</u>）に、所定額を加算する。</p>
144	<p>1 心身障害者福祉協会福祉施設支援費（1月につき） 注1 心身障害者福祉協会法（昭和45年法律第44号）に規定する福祉施設（<u>注3において「福祉施設」という。</u>）において、（以下略） 3 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する強度の行動障害を有する者に対し、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出て、指定施設支援を行った場合は、当該入所者の知的障害程度区分に応じ、1月につき次に掲げる額を所定額に加算する。（以下略）</p>	<p>1 心身障害者福祉協会福祉施設支援費（1月につき） 注1 心身障害者福祉協会法（昭和45年法律第44号）に規定する福祉施設（<u>以下「福祉施設」という。</u>）において、（以下略） 3 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する強度の行動障害を有する者に対し、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出て、指定施設支援を行った場合は、<u>強度行動障害者特別支援加算</u>として、当該入所者の知的障害程度区分に応じ、1月につき次に掲げる額を所定額に加算する。（以下略）</p>

頁	誤	正
149	<p>3 身体障害者短期入所支援費（1日につき） 注1 （前略）ただし、医師により別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた遷延性意識障害者又はこれに準ずる者に対し、医療機関である指定短期入所事業所において、指定短期入所を行った場合は、所定額にかかわらず、1日につき14,540円を算定する。</p>	<p>3 身体障害者短期入所支援費（1日につき） 注1 （前略）ただし、医師により別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた遷延性意識障害者若しくはこれに準ずる者又は医師により<u>筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された者</u>に対し、医療機関である指定短期入所事業所において、指定短期入所を行った場合は、所定額にかかわらず、1日につき14,540円を算定する。</p>
156	<p>別表 児童居宅生活支援費額算定表 通則 イ （略） ロ <u>1</u>の規定により指定居宅支援又は基準該当居宅支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に十円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。</p>	<p>別表 児童居宅生活支援費額算定表 通則 イ （略） ロ <u>イ</u>の規定により指定居宅支援又は基準該当居宅支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に十円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。</p>
157	<p>1 児童居宅介護支援費 注1 障害児に対して、指定居宅介護事業所（児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第81号。以下「指定居宅支援等基準」という。）（以下略）</p>	<p>1 児童居宅介護支援費 注1 障害児に対して、指定居宅介護事業所（児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第82号。以下「指定居宅支援等基準」という。）（以下略）</p>
158	<p>3 児童短期入所支援費（1日につき） 注1 （前略）ただし、医師により別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた遷延性意識障害児又はこれに準ずる児童に対し、医療機関である指定短期入所事業所において、指定短期入所を行った場合は、所定額にかかわらず、1日につき14,540円を算定し、重症心身障害児（重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童をいう。）に対し、医療機関である指定短期入所事業所において、指定短期入所を行った場合は、所定額にかかわらず、1日につき20,950円を算定する。</p>	<p>3 児童短期入所支援費（1日につき） 注1 （前略）ただし、医師により別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた遷延性意識障害児若しくはこれに準ずる児童又は医師により<u>筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された児童</u>に対し、医療機関である指定短期入所事業所において、指定短期入所を行った場合は、所定額にかかわらず、1日につき14,540円を算定し、重症心身障害児（重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童をいう。）に対し、医療機関である指定短期入所事業所において、指定短期入所を行った場合は、所定額にかかわらず、1日につき20,950円を算定する。</p>

平成15年 1月28日支援費制度担当課長会議資料正誤表 (V 利用者負担基準について)

頁	誤	正
183	<p>○厚生労働省告示第 号 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の十第二項第二号の規定に基づき、身体障害者福祉法に基づく指定施設支援に係る利用者負担の額の算定に関する基準を次のように定め、平成十五年四月一日から適用する。</p>	<p>○厚生労働省告示第 号 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の十第二項第二号及び<u>社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（平成十二年法律第百十一号）附則第十二条第二項第二号</u>の規定に基づき、身体障害者福祉法に基づく指定施設支援に係る利用者負担の額の算定に関する基準を次のように定め、平成十五年四月一日から適用する。</p>
188	<p>○厚生労働省告示第 号 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の十一第二項第二号の規定に基づき、知的障害者福祉法に基づく指定施設支援に係る利用者負担の額の算定に関する基準を次のように定め、平成十五年四月一日から適用する。</p>	<p>○厚生労働省告示第 号 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の十一第二項第二号及び<u>社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（平成十二年法律第百十一号）附則第十八条第二項第二号（社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成十四年厚生労働省令第八十三号）附則第四条第三項において準用する場合を含む。）</u>の規定に基づき、知的障害者福祉法に基づく指定施設支援に係る利用者負担の額の算定に関する基準を次のように定め、平成十五年四月一日から適用する。</p>